

4. 2 再生路盤材

① 評価対象資材

道路等で使用する再生路盤材を評価対象とする。

② 品質・性能

次のいずれかの基準に適合していること。

a. コンクリート再生砕石

下層路盤工及び歩道路盤工に用いるRC-40や路床入替工、小構造物の基礎及び仮設道路の敷き砕石等に用いるRB-40については、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」第2編第2章第3節の『2-2-3-7 コンクリート再生砕石』又は「茨城県土地改良工事共通仕様書」第1編第2章第4節の『2-4-11の4 再生砕石』の基準に適合すること。

b. 溶融スラグ骨材

JIS A 5032の基準に適合すること。

c. コンクリート再生砕石に一般廃棄物溶融スラグ骨材を混合した再生砕石

上記「a. コンクリート再生砕石」と同様の基準に適合すること。

d. 上記以外の再生路盤材

「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」第3編第2章第6節の『3-2-6-3 アスファルト舗装の材料』又は「茨城県土地改良工事共通仕様書」第1編第2章第4節の『2-4-11 アスファルト舗装用骨材等』の基準に適合すること。

③ 再生資源の含有率

原材料として再生資源を100%使用しているもの。(品質調整のための補足材料を除く)
ただし、再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には、この限りではない。

コンクリート再生砕石に一般廃棄物溶融スラグ骨材を混合する場合は、製品の重量比でRC-40に対する混合割合は10%以下、RB-40に対する混合割合は20%以下とする。

④ 環境に対する安全性

a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。

b. アスファルトコンクリート再生骨材、コンクリート再生骨材以外の再生資源を用いる場合は、製品または原料（再生資源）が環境基本法第16条による「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の基準に適合すること。ただし、溶融スラグに関しては、「JIS A 5032一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の環境安全品質基準の溶出量及び含有量の基準に適合すること。

⑤ 品質管理

土木部指定コンクリート再生砕石工場の指定を受けた工場において製造された製品であること。

⑥ 環境負荷

- a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。
- b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表1に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表1 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時、施工時において、有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において、著しい環境負荷は生じない。

平成29年 3月 2日 一部改正（JIS A 5032の改正に伴う用語の改正）
令和 元年11月 7日 一部改正